

令和 7 年 10 月 28 日
宇治川河川保全利用委員会
資料3

令和 7 年度 審議対象案件の占用施設説明書

目 次

27. 庚申町ちびっこひろば（京都市伏見区）	··· 1
29. 緑地帯（京都市）	··· ··· ··· ··· ··· 12

27.庚申町ちびっこひろば

記入者:京都市伏見区役所地域力推進室

番号	27. 庚申町ちびっこひろば	占用目的	公園	許可受者	京都市 伏見区	場所	左岸 45.2 k +50m
ランク:C							(占用者作成)

位置図		現況写真		内部
				外部
標準断面		現在の利用形態	遊戯施設	
		占用面積	278.37 m ²	
許可の経緯	<当初許可>S60.4.1 <許可期限>R11.3.31	都市計画の有無	なし	
堤内地・堤防・堤外地	堤内地	付帯施設等	〈遊具施設〉砂場、ブランコ、滑り台 〈安全施設〉フェンス、花壇、ベンチ	
特記事項	ちびっこひろば制度の概要 昭和42年から「緑と福祉ゆたかな街づくり」の一環として、市民が主体的に行う遊び場づくりに対し京都市が助成等を行う事業として展開してきた。 ちびっこひろばは管理者を選出し、当該管理者を中心として維持管理を行い、京都市はそれが円滑かつ効果的に行われるよう必要に応じて援助等を行う。 都市公園法に基づく公設公営の街区公園とは異なり、①こどもたちの安全な遊び場に適した土地は地域住民で確保する②管理者を中心に地域住民でこどもたちが安心・安全に遊べるよう、積極的にひろばづくりを進め、維持管理を行うことを基本としている。			
前回審議意見と対応	前回審議の意見 <ul style="list-style-type: none"> ブランコが相当傷んでいるようだが修繕の予定はどうなのか？危ない状態になっている。修繕されるよう伝えておいてほしい。 外来種に関しては、写真から見る限り問題なさそう。メリケントキンソウが入っている可能性はあるが、現状はわからない。 公園の範囲内にポスターの掲示はよろしくない。 		前回審議意見の対応 <ul style="list-style-type: none"> ブランコは令和6年度に修繕している。 地元の管理者を中心に、外来種の繁茂に留意しながら草刈りを行うなど、河川環境の保全・再生に配慮した維持管理を続けていく。 柵に掲示されていたポスターは撤去されている。 	











【チェックリスト】

Cランク案件のチェックリストの様式

記入者:(京都市伏見区役所地域力推進室)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進歩	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか、※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す。(例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等		京都市緑の基本計画(P60)(第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策—基本推進(市街地の緑の保全、創出、活用—公園等の身近な公園の整備)				○:ある △:検討中 ×:ない		
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか、(例)地域防災計画等		ない				○:ある △:検討中 ×:ない		
3		堤内地において代替施設を設置・又は既存施設により機能を代替する計画はあるか		ない				○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用		
7	占用目的	特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか		ちびっこひろばとして常に一般開放されている。				○:合致している △:合致しない場合がある ×:合致していない		
8		利用状況は占用目的に合致しているか		合致している。						
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか、(例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干溝、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等		外來種の繁茂地元の管理者を中心とした外来種の繁殖に留意しながら草刈りを行なうなど、河川環境の保全・再生はわからぬ。現状はわからぬ。				○:把握している △:調査中 ×:連携していない		
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか		公園の範囲内にポスターは掲示していなかったが撤去されている。	設置されていない。			○:設置されていない △:設置されている ×:設置される場合がある		
17		占用区域外を使用していないか、(例)・トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等		使用していない。				○:使用していない、 △:使用している場合がある ×:使用している		
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか、(例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等		なされていない。				○:迷惑な利用はない、 △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある		
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか		京都市ちびっこひろば助成要綱を定めている。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない		
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか		プランコが相当傷んでいるようだが修繕の予定はどうなのか?危ない状態になつてゐる修繕されるよう伝えておいてほしい。	"ちびっこひろば"の手引きを作成し、管理者へ配布している。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない		

【参考資料】河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

- ✓ ちびっこ広場として利用していただければいいことだと思う。
- ✓ 許可期間を3年にされた理由を教えて欲しい。
⇒一般的な占用許可は最長10年であるが、今回の案件は委員会の審議を経ずに河川管理者として許可を出しているので、次回の審議がすぐ来るよう3年とした
- ✓ 施設の利用及び維持管理にあたっては、新たな施設拡充等の行為を行うことなく、河川環境の保全・再生に引き続き配慮願いたい。
- ✓ 委員会の審議前に許可された案件であり、次回の更新時には以上の要望に対する取り組み状況を報告願いたい。
- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した本施設の利用と管理にあたること。
- ✓ 新たな占用期間は3年間とする。
⇒新たな施設拡充等の行為を行うことなく、施設の利用を行っている。また、地域で周辺の清掃活動に取り組まれているほか、H20, 10 に不法投棄が発見された際にも、地元と連携して撤去活動を行うなど、河川環境の保全に努めている。更に、遊具の安全性については、地元の点検に加えて、京都市において点検を予定(12月)しており、遊具の安全利用に努めている。

平成20年 委員会

- ✓ ランクはCとする。
- ✓ 堤内地にある公園で、河川空間の利用上の問題は少ないと判断する。
- ✓ 今後は、報告とする。
⇒当該占用地は、ちびっこひろばとして利用しており、地元の管理者と区役所との協働で適正な利用環境を保つために維持管理を続けている。

116

■過年度審議結果のレビュー

平成24年 委員会

- ✓ ランクはCとする。
- ✓ 引き続き適正に管理し、草刈り時期を工夫するなどし、外来種が繁茂しないように留意されたい。
- ✓ 新たな占用期間は、5年とすることが適当である。

平成29年 委員会

- ✓ 適正な管理がなされている。前回意見を踏襲し、引き続き適正に管理し、外来種が繁茂しないように留意されたい。
- ✓ ベンチなど休憩できる施設の設置について、検討されたい。
- ✓ ランクCを継続し、占用期間は5年とする。今後、委員会での審議は不要とする。ただし、大規模な改変のある場合は委員会への報告を必要とする。

令和4年 委員会

- ✓ 何度も見に行っているが、いつも適正に管理されていて特に留意点はなかったと思う。
- ✓ ブランコが相当傷んでいるようだが修繕の予定はどうなのか？危ない状態になっている。修繕されるよう伝えておいてほしい。
- ⇒占用者に伝達、確認しておく。
- ✓ 外来種に関しても、写真から見る限り問題なさそう。メリケントキンソウが入っている可能性はあるが、現状はわからない。
- ✓ 公園の範囲内にポスターの掲示はよろしくない。
⇒ポスターは公園のフェンスに貼られているようだ。先ほどのブランコの件と併せて占用者に確認する。

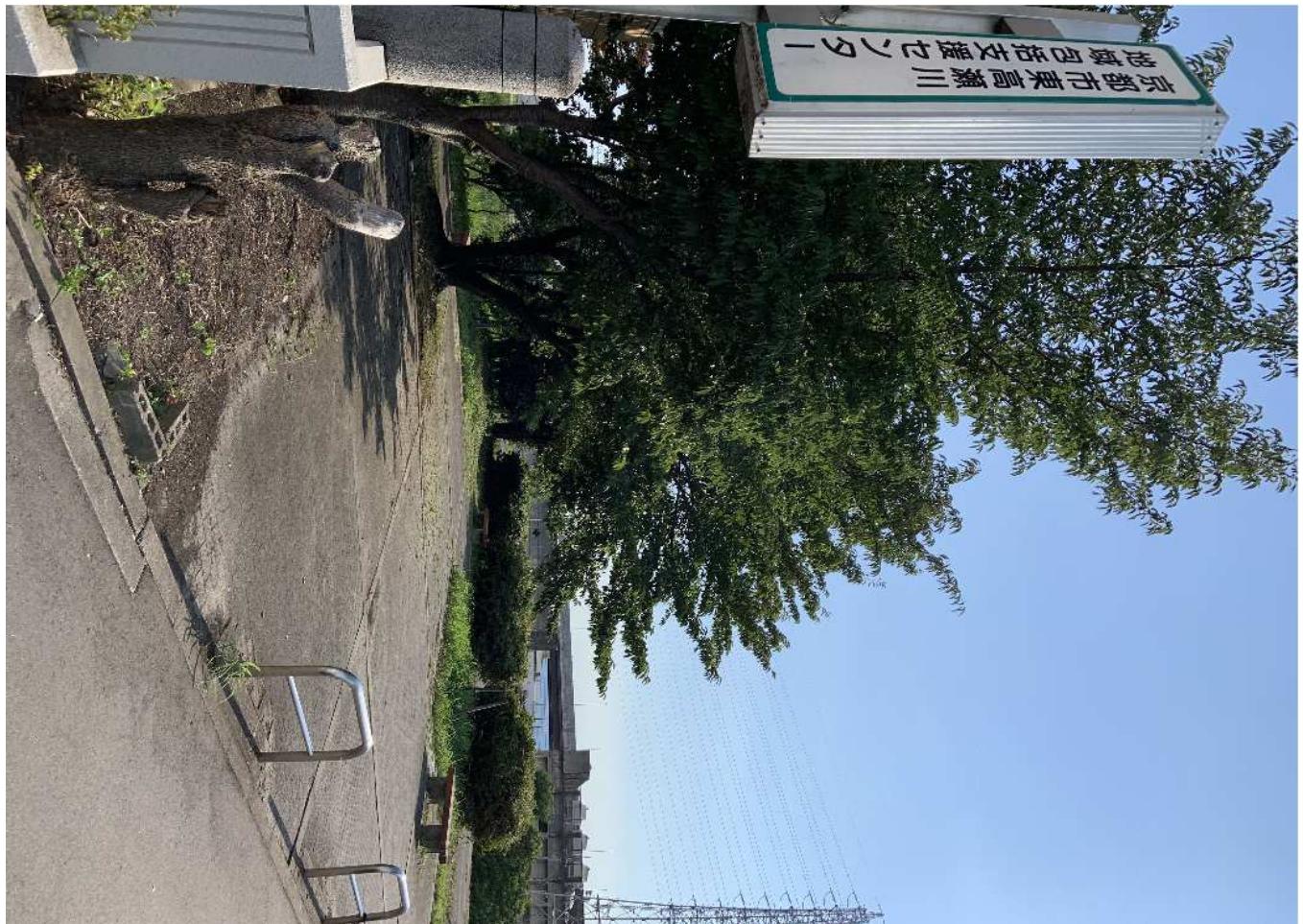
117

29.緑地帯

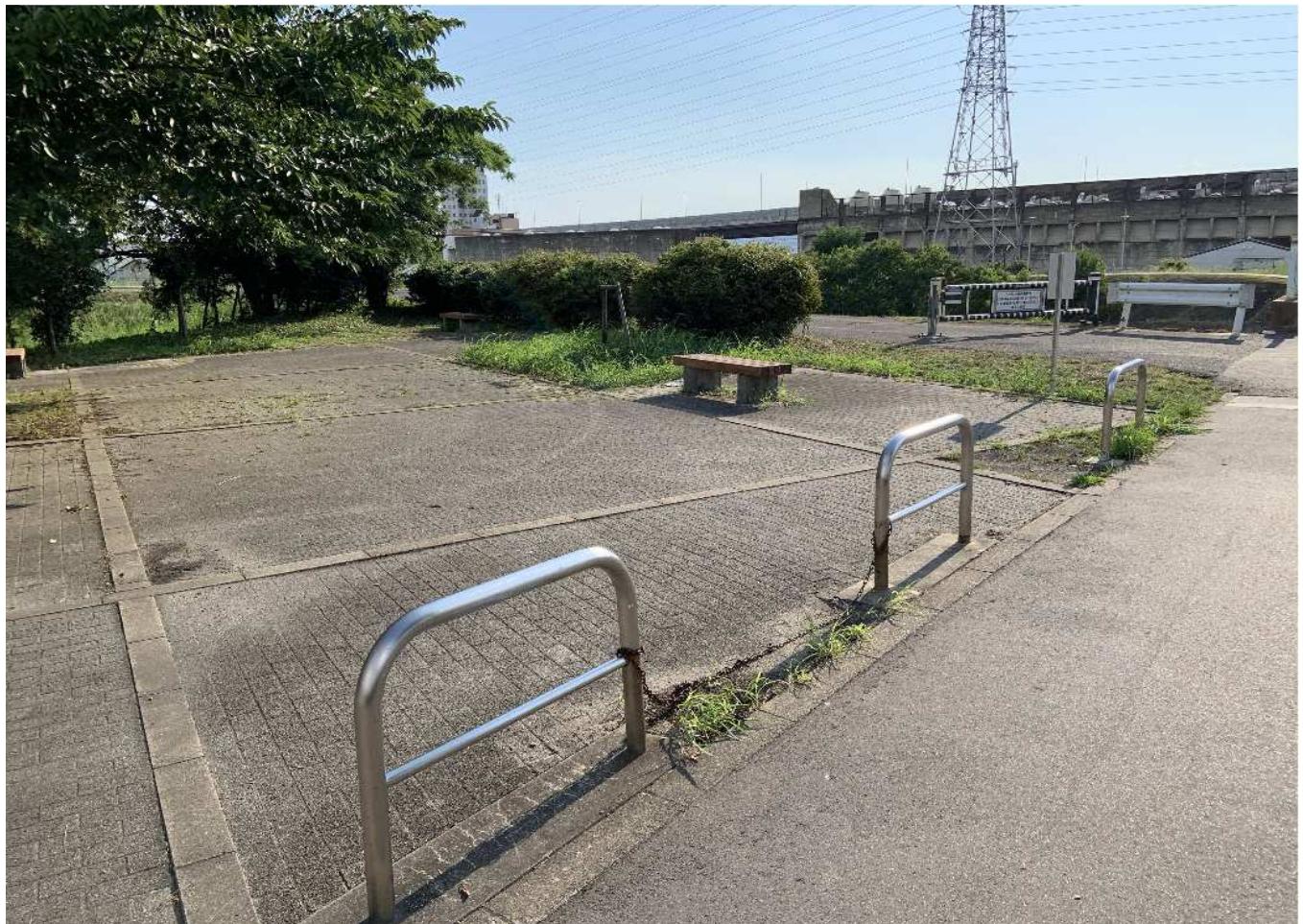
記入者:(京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課)

番号	29. 緑地帯	占用目的	緑地	許可受者	京都市	場所	左岸 2.6k
ランク:C							(占用者作成)

位置図		現況写真	別紙のとおり	
標準断面		現在の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ベンチを設置し、隣接する老人福祉施設利用者及び地域住民の憩いの場として利用している。 	
		占用面積	489.02 m ²	
許可の経緯	<当初許可>H11.3.10 <許可期限>R11.2.28	都市計画の有無	無	
堤内地・堤防・堤外地	堤内地	付帯施設等	ベンチ	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 東高瀬川センター整備事業において、工事用用地として東高瀬川の河川敷を淀川工事事務所の許可を得て一時占用し、引き続き公園的な整備を行った。 			
前回審議意見と対応	<p>前回審議の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両が止まっているが入れるのか？普段は入れないと記憶しているが。 昔は自転車やごみの投棄があったが、委員会の指摘を受けてよくなってきてている。 草刈り（植栽剪定）後の写真があると、管理の状況が良くわかるので、その旨も伝えてもらうとよい。 草刈りは夏の終わり、種が熟す前に行うのがセオリーではある。草刈りをきちんとやるよう念を押すことによい。 		<p>前回審議意見の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年度、車止めのバリカーを追加設置し、緊急車両以外が入れないようにしました。 中木、高木については、年1回剪定を行っており、低木は年に2回程度剪定を行っています。 雑草の除草や草刈りは外来種が繁殖しないよう夏季で2か月に1度、下記以外は3～4か月に1度行っています。 	











【チェックリスト】

Cランク案件のチェックリストの様式

記入者：(京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)

No	河川保全利用チェックリスト(占用地 名称・29緑地帯) 確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進歩	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考	
1	占用の必要性 自治体等が策定する計画に当該施設の位置 づけはあるか ※計画名を挙げうえ、具体的な記載箇所を 記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等		なし				○:ある △:検討中 ×:ない	○:ある △:検討中 ×:ない		
2	避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等		なし				○:ある △:検討中 ×:ない	○:ある △:検討中 ×:ない		
3	堤内地において代替施設を設置・又は既存 施設により機能を代替する計画はあるか		なし				○:公平に利用できる 場合がある △:特定の者が利用	○:公平に利用できる 場合がある △:特定の者が利用		
7	特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用 ができるか		一般利用が可能となる る。				○:合致している △:合致していない ×:合致していない	○:合致している △:合致していない ×:合致していない		
8	利用状況は占用目的に合致しているか		合致している。				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	○:把握している △:調査中 ×:連携していない		
10	保全すべき動植物など、占用区域及びその 付近の自然環境で配置すべき事項を把握し ているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干渴、 野鳥の営巣地、外来種の繁殖等		適正に管理している。 (中高木:桜・白樺・楠・ねむの 木・椿他、低木:ツツジ他) ※外来種はありません				○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている		
16	不許可の工作物は設置されていないか		設置していない				○:使用していない、 △:使用している場合がある ×:使用している	○:使用していない、 △:使用している場合がある ×:使用している		
17	占用区域外を使用していないか (例)・トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラ ウンド・駐車場等の造成・利用等		車両が止まっているが入れる のか? 普段は入れないと記 憶しているが。	昨年度、車止めのバリカーを 追加設置し緊急車両以外が 入れないようした。			○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある		
19	地域住民の迷惑になる利用がなされていない (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行 や路上駐車による交通問題、騒音等		昔は自転車やごみの投棄が あったが、委員会の指導を受け てよくなってきている。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない		
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルール を定めているか		放置自転車の禁止、ごみのボ イ捨ての禁止				○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない		
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び 管理運営者に周知しているか		草刈り(植栽剪定)後の写真 があると、管理の状況が良 わかるので、その旨も伝えて もらいたい。 草刈りは夏の終わり、種類の除草は 夏季は2か月毎、夏季以外は 3~4か月毎に行い、外来種が 繁殖しないようにしてある。 草刈りをきちんとやるよ う念を押すことでおよい。	中草木は年に1回、低木は年 に2回剪定し、雑草の除草は 夏季は2か月毎、夏季以外は 3~4か月毎に行い、外来種が 繁殖しないようにしてある。 草刈りをきちんとやるよ う念を押すことでおよい。						

【参考資料】河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成20年 委員会

- ✓ 堤内側に位置する施設であり、河川空間の利用上の問題は少ないと判断する。
- ✓ ただし、バイク・自転車等が放置されるなど管理上の問題があるので、これについて指導し、占用許可更新時にはその対応について報告願いたい。
- ⇒バイク・自転車等の放置について、施設管理者による巡回等により注意を促しており、現在は改善されている。

平成24年 委員会

- ✓ ランクはCとする。
- ✓ 引き続き適正に管理し、マルチングの発想を取り入れたり、草刈り時期を工夫するなどし、外来種が繁茂しないように留意されたい。
- ✓ 新たな占用期間は、5年とすることが適当である。

平成29年 委員会

- ✓ 適正な管理がなされている。前回意見を踏襲し、引き続き適正に管理し、外来種が繁茂しないように留意されたい。
- ✓ 車両等の進入対策の木柵が個人所有地の印象を与え、一般市民が利用しにくい恐れがあるため、車止め石への変更を検討されたい。また、公開緑地であることを示す看板の設置などについても検討されたい。
- ✓ ランクCを継続し、占用期間は5年とする。今後、委員会での審議は不要とする。ただし、大規模な改変のある場合は委員会への報告を必要とする。

118

■過年度審議結果のレビュー

令和4年 委員会

- ✓ スチールの車止めは更新されているものか？以前より良くなっている。
- ✓ 車両が止まっているが入れるのか？普段は入れないと記憶しているが。
- ⇒撮影者が停車した可能性がある。
- ✓ 昔は自転車やごみの投棄があったが、委員会の指摘を受けてよくなっている。
- ✓ 草刈り(植栽剪定)後の写真があると、管理の状況が良くわかるので、その旨も伝えてもらうとよい。
- ✓ 草刈りは夏の終わり、種が熟す前に行うのがセオリーではある。草刈りをきちんとやるよう念を押すことよい。

119